

# 河川法施行令の一部を改正する政令の施行について

昭和四五・九・一〇 建設省河政発第一〇〇号  
 各地方建設局長 へ  
 北海道開発局長 へ  
 各都道府県知事 へ

河川法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二三三十五号。以下「令」という。）及び河川法施行規則の一部を改正する建設省令（昭和四十五年建設省令第二十三号）は、十一月七日から施行されることとなつたが、本政令は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十八条及び第二十九条の規定に基づき、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について必要な規制を定めたものである。

本政令の施行にあつては、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

### 記

- 一 禁止、許可行為等の規制について  
 竹木の流送、舟若しくはいかだの通航、汚物若しくは廃物の投棄等の河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、治水、清潔及び他の河川使用との調整の見地から厳しく規制

すべきことは当然であるが、他河川は公共の場として不特定多数の者の自由な使用に供されておられ、また農水産業等河川に依存する事業活動も広汎にわたつておられるので、これらとの調整に慎重に配慮し、規制は河川管理上支障を及ぼすおそれのある範囲に止めること。

### 二 汚水の排出の届出について

河川への汚水の排出は、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和二十三年法律第百八十一号）、工場排水等の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百八十二号）等により規制されることとなつておられるが、河川管理上においても、河川の汚濁の状況を的確に把握することが必要であるので、令第十六条の五の規定を設けたものである。

河川に汚水を排出する者に対しては、本条による届出義務を周知徹底するとともに、別表の法令による規制の事務を行なう行政機関と相互に密接な連絡を保ち、汚水の排出の状況を的確に把握すること。

なお、今後は、本条による届出制の運用とあいまつて、他法令による排水規制の状況を把握し、必要に応じて関係行政機関に対して啓蒙の強化等の要請を積極的に行なうこと。

### 三 緊急時の措置について

一 異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合において、汚水の

排出者に対して要請すべき事項は、当該汚濁の程度、汚濁による影響の程度等に応じて当該支障を除去するために有効、適切なものとする。この場合、汚水の排出者が要請を履行することができるよう当該汚水の排出者の業種、排出量、営業規模等を考慮し、実情に即したものとすよう配慮すること。

- 二 あらかじめ緊急な事態の内容に応じて汚水の排出者に求めるべき事項を定め、緊急時に迅速に対応できるように措置すること。
- 三 汚水の排出者に所要の要請をするほか、関係行政機関に対しても汚濁の防止につき協力を求める等の措置を講ずること。また、必要な場合には、汚濁地域の住民に対して汚濁の状況を周知させる措置を講ずること。

### 四 本政令施行のための体制について

- 一 本政令による行為規制は、国民の生活に密接な関連を有するものが多く、施行日までの間に必要な指定等の準備を完了するほか、広く関係住民に周知徹底させること。
- 二 本政令による規制を有効に実施するために河川の巡視、水質の測定、監視等広く河川の監視体制の強化に努めること。
- 三 本政令の施行に関しては関係する行政機関が多く、かつ、その協力を必要とするので、これら関係行政機関との連絡を一層緊密にすること。とくに罰則を伴う行為の取締については、警察との連絡を密にすること。また、

# 河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（抄）

昭和四五・一〇・七 建設省河政発第一〇〇号  
 各地方建設局長 へ  
 北海道開発局長 へ  
 各都道府県土木主管部長 へ

建設省 平成一〇・一・一三 建設省河政発第一〇〇号

河川法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二三三十五号。以下「令」という。）の施行については、昭和四十五年九月十日付建設省河政発第一〇〇号により河川局長名をもつて通達したところであるが、同令の運用及び解釈にあつて、下記の事項に留意したうえ、遺憾のないようにされたい。

### 記

第一 令第十六条の二関係  
 本条にいう「いかだ」は、舟が引航し、又は人が添乗しているものをいう。

### 一 開門関係

- 一 開門を通航する舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ若しくは喫水の最高限度又は

開門の通航方法は、開門の特性、舟又はいかだの通航の状況等を勘案し、開門の損傷を防止し、その機能を維持するために必要な事項を指定するものとするが、舟又はいかだの通航の便宜を可能な限り考慮すること。

- 二 舟又はいかだの通航の用に供されている水門でその通航の制限を行なう必要のあるものについては、すみやかに指定し、前記一に準じて必要な制限を行なうこと。

### 二 河川管理者の指定する水域関係

水域又は当該水域の通航方法の指定による舟又はいかだの通航の制限は、舟又はいかだを利用して行なわれる事業にできる限り支障を及ぼさないよう配慮して行なうとともに、これらの事業を行なうものに対し、制限の内容を周知徹底させること。

- 一 水域の指定  
 それぞれの指定の目的を達成するため舟又はいかだの通航を制限する必要がある水域を指定すること。〔ただし書略〕
- 二 通航方法の指定  
 舟又はいかだの通航すべき航路又は速度のほか、必要に応じて緊急の吹雪等について必要な期間を限つて制限するよう指定すること。〔ただし書略〕

### 三 略

第二 令第十六条の三関係

本案の許可は、期間を限つて許可する等実態に応じて包括的な許可をすることができること。また、本案にいう「竹木」には、いかだで舟が引航し、又は人が添乗していないものも含むものであること。

一 許可を要しない竹木の流送

許可を要しない竹木の流送の指定は、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等(以下「河川の状況等」という。)を勘案して、支障を生ずるおそれがないと認められる水域において行なわれる竹木の流送及び河川の状況等を勘案して一定の寸法に満たない竹木の流送であれば支障が生じないと認められる水域において行なわれる当該竹木の流送を指定すること。

二 竹木の流送の許可について

- おおむね次の各号に例示する事項に該当しない場合には、許可すること。
1 出水時に流送するものであること。
2 流送区間内に河川トンネル、橋門樋管等の構造物の区画が存在すること。
3 流送区間内に存在する河岸、河川管理施設又は許可工作物を損傷するおそれがあること。
4 流送区間内における河川工事に支障を生ずるおそれがあること。
5 流送区間における河川管理施設の操作に

支障を生じ、又は他の河川の使用に著しい支障を生ずるおそれがあること。

- 6 流送する竹木が流送区間内に停滞するおそれがあること。
7 流送する竹木が流送区間外に流失し、流送区間外において前記2から6の一に該当するおそれがあること。

第三 令第十六条の四関係

一 第一項第一号関係

法第二十六条第一項又は第二十七条の許可を受けて行なう行為は、本号に該当しないものであること。

二 第一項第三号関係

- 1 汚物には、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体のほか糞やがら、汚でい等が含まれ、廃物には、建築廃材、産業廃棄物等が含まれるものであること。
2 汚水を樋門、樋管を通じて河川に排出する行為は、本号に該当せず、第十六条の五の規定による届出の対象となるものであること。
3 下記に掲げる行為は、「みだりに行なう行為」に該当しないものであること。
(1) 河川の流水により貯水池、取水口、沈砂池に運ばれてくる汚物の処理
(2) 道路事業その他の公共事業の施行に伴いやむを得ず行なわれる一時的な行為及び公共施設を管理し、若しくは利用する

行為であつて止むを得ないもの
(3) 河川区域内の農地において行なわれる肥料の散布漁網に付着したゴミの除去、伐採した下枝の放置等農業、林業又は漁業を営むために通常行なわれる行為

三 第一項第三号関係

- 1 自動車を入れることを禁止する場合には、必要に応じ重量等により区分し、その荷重に耐えられない区域又はその通行により保全上支障を生ずるおそれがある区域を指定すること。なお、本号により指定した土地の区域以外の土地において自動車の乗入れを防止する必要がある場合には、従来例により必要な措置を講じて差支えない。
2 自動車のほか、牛馬等の有蹄の動物を指定することとし、それらの動物を入れることを禁止する河川管理施設(原則として、堤防とする。)についておおむね下記に例示する場合に指定するものとする。
(1) 工事中(維持、修繕を含む)
(2) 新築又は改築後三年を経過していないこと。
(3) 法面保護のために植えた芝が完全に定着していないこと。
(4) その他牛馬等を入れることにより法面の弱体化を助長するおそれのあること。

四 「略」

第四 令第十六条の五関係

一 附表に掲げる法令による規制事務を行なう行政機関とは管理区間を通知する密接な連絡を保ち、遅滞なく所要の通報を得るようにすること。また本案の施行に伴い、届出義務が課せられるものであることを汚水の排出を行なう者に対し周知徹底させること。

二 「五〇立方メートル」は、通常の量(稼働率八〇パーセント以上の状態において排出される量の三〇日間の平均の値)について判断すること。

三 水力発電のために使用された水及び冷房用水は、汚水に該当しないものであること。

四 坑道の掘きく等により自然に流出してくる「坑水」は、これを利用したうえで廃棄する場合を除き、廃水に該当しないものであること。

五 農業の用排水路の管理者以外の者が、当該用排水路に排出する都市排水等の汚水については、水路管理者は、届出義務者に該当しないこと。

六 届出等の整理
届出又は通算を受理した場合には、汚水の排出状況が的確に把握しうるように整理しておくこと。

七、八 「略」

第五 令第十六条の六関係

一 緊急時の要件

1 異常な濁水等とは、次の各号の一に該当する場合をいうものとする。

- (1) 河川の流量が当該河川の平均濁水流量以下に減少した場合。
(2) 事故による汚水の流入その他突発的な事態が発生した場合。

2 河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、河川の汚濁が進行し、次の各号に例示するような事態が生じた場合をいうものとする。

- (1) 上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがある場合
上水道等の原水として利用することができるかどうかは、各施設の浄化能力に左右されるが、上水道の場合を例にとれば、原則としてBOD値が簡易水道の場合には四ppm以上、高級水道の場合には六ppm以上となつた場合とする。
(2) シアン、クロムその他の劇毒物による汚染により上水道水源が汚染され人の健康の保持に影響が生ずるおそれがある場合
(3) 魚類等の異常死があつた場合又は魚類等が急激に窒息できなくなるおそれがある場合
(4) BOD値が二〇ppm以上となり悪臭が発生した場合等環境の保全に影響が生じた場合

二 緊急時等の措置

異常な事態が生じた場合に汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、特に上水道原水及び魚類の棲息を重視して河川の特성에応じて決定するものとする。この場合、河川ごとに設けた関係機関等による協議会であらかじめ汚濁の進行状況に応じて、次に例示するように段階的に減量すべき量を定めておく等適切な措置を講ずること。

1 異常濁水時の場合

あらかじめ、次の例のような段階別の措置を年度ごとに定め、状況に応じて適用するものとする。この場合、原材料の面で稼働時間に制約のある季節的な事業については、その特殊事情を配慮し、シアン、カドミウム等の健康項目を含む排水については、その排水が人の健康に及ぼす影響を十分配慮して決定するものとする。

- (A) 段階
主要な汚濁負荷工場について業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量を求める。
(B) 段階
その他の排水者に排水規制の協力を求め、かつ、主要な汚濁負荷工場に対し、業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量、排水の停止等